企業の人権侵害 世界が監視

海外ビジネスの現場で企業の人権侵害に対する国際的な圧力が強まっている。国連は企業の責務に関する指導原則を策定。人権団体は先進国の大手メーカーを「途上国での過酷労働などを助長した」と批判し、不買運動も相次ぐ。日本企業の危機感は低いといわれ、専門家は「五輪などを控え、経営を揺るがす打撃を招きかねない」と警告する。

（植松正史）

途上国の工場で過酷労働

日本勢、対応に遅れ

「人権配慮への取り組みはどうなっていますか」。売り上げの約半分を海外で占める日立製作所にはここ数年、欧米の取引先からの問い合わせが増えたという。伊藤裕理CSR推進部長は「受注提案書に『人権への取り組み』の項目を盛り込むケースも珍しくなくなった」と話す。受注を左右する要素の一つになりつつあると感じている。

日立が指針策定

取引先の欧米企業がいう「人権配慮」とは、下請け企業での過酷労働の予防策なども含む幅広い意味を持つ、と伊藤氏。日立は欧州部門の社員らの発案で2008年から対応策の検討を開始。13年に「ビジネスパートナーにも人権侵害しないよう求める」などとする「人権方針」をつくり、社是と同格に掲げた。

欧米企業は近年、人権団体などによる批判の高まりにさらされてきた。1997年にはナイキの東南アジアの委託工場で児童労働が発覚し、米国の学生デモや世界的な不買運動に発展した。

13年にはヘネス・アンド・マウリッツ（H&M）などアパレルや百貨店大手が委託するバングラデシュの縫製工場などの倒壊事故で1000人以上が死亡。「大企業が安全を軽視した」と社会問題化し、現地の労働環境改善の費用負担などを余儀なくされた。

「ユニクロ」を展開するファーストリテイリングも15年、中国の下請け工場での過酷労働を国内外の人権団体に批判された。同社の新田幸弘執行役員は「人権の尊重は指導していたが、団体は我々が気づかない点まで調べていた」と話す。

元国連職員でデロイトトーマツコンサルティングの田瀬和夫執行役員は「人権はかつて国家の問題だったが、多国籍企業の影響力が高まり、企業も責任を負うべきだという国際合意が根付いた」と解説。「批判が広がり、経営を揺るがすこともあり得る」と話す。

契機は11年に国連が策定した「ビジネスと人権に関する指導原則」だ。米ハーバード大のジョン・ラギー教授が「企業には人権を尊重し保護する責務がある」などとまとめ、人権理事会で全会一致で採択された。

具体的に企業が求められるのは①自社の製品やサービスが社内外で人権侵害を及ぼさないか把握して予防措置をとる②下請け会社などでも児童労働や過酷な労働がないように指導や調査を尽くす――など。直接取引がない孫請け会社などの問題でも、大手企業の責任が問われる例が増えている。

尊重で優先取引

こうした流れを「新たな商機」とみる向きもある。人権団体や消費者の目を意識する欧米企業がアジアなどで、人権尊重の体制を充実させた企業と優先的に取引する動きが出ているからだ。北欧の政府系ファンドも、人権や環境への取り組みが進んでいる企業に積極投資している。

今年4月にカタールで開かれた国連地域フォーラムでは、ラギー教授自身が「人権尊重は企業にビジネスチャンスをもたらす」と講演した。

ただ専門家は「一部の例外を除き、まだ日本企業の意識は低い」と口をそろえる。日本貿易振興機構（ジェトロ）が3月にまとめた調査では、海外進出する約3千社のうち対外的にCSR（企業の社会的責任）の方針を策定していたのは約34%。方針で「人権の尊重」に言及したのは、その約半数にとどまった。

大手電機メーカーの欧州担当者は「経営陣に『利益を生まない重要性が低いテーマ』との考えが根強く、社内の取り組みが進まない」と嘆く。

NPO法人「ヒューマンライツ・ナウ」（東京・台東）の事務局長、伊藤和子弁護士は「20年の東京五輪に向け、世界の監視の目が厳しくなる」と警告する。過去の五輪でも開催地の人権問題が注目された。

「世界中の人権団体が注目するのは、五輪関連商品の製造・販売や競技施設の建設、サービスに関する企業の状況。途上国の下請け企業の過酷労働や外国人労働者の扱いなどを徹底調査するだろう」とみる。

ビジネスと人権の問題も含めたコンサルティングなどを手掛けるEYジャパンの牛島慶氏は「下位の下請け企業までチェックするには時間がかかる。東京五輪に向け、今すぐ対応に本腰を入れるべきだ」と指摘。「人権問題でピンチを招くかチャンスにするかは各社の今後の取り組み次第だ」と話している。

人権侵害で企業の責任が問われた主な例

企業名	年
ナイキ（米） 東南アジアの委託工場での児童労働	1997年
アップル（米） 中国の委託工場での過酷労働	2010年
日立製作所 東南アジアの下請け工場での過酷労働	11年
フォード（米）やBMW（独）、日産自動車など 違法伐採や過酷労働を行うブラジル企業からの原料調達	12年
ヘネス・アンド・マウリッツ（H&M、スウェーデン）などアパレル大手 バングラデシュの縫製工場での労働者の安全軽視	13年
ファーストリテイリング 中国の委託工場などでの過酷労働	15年

企業の人権対応を巡る構図

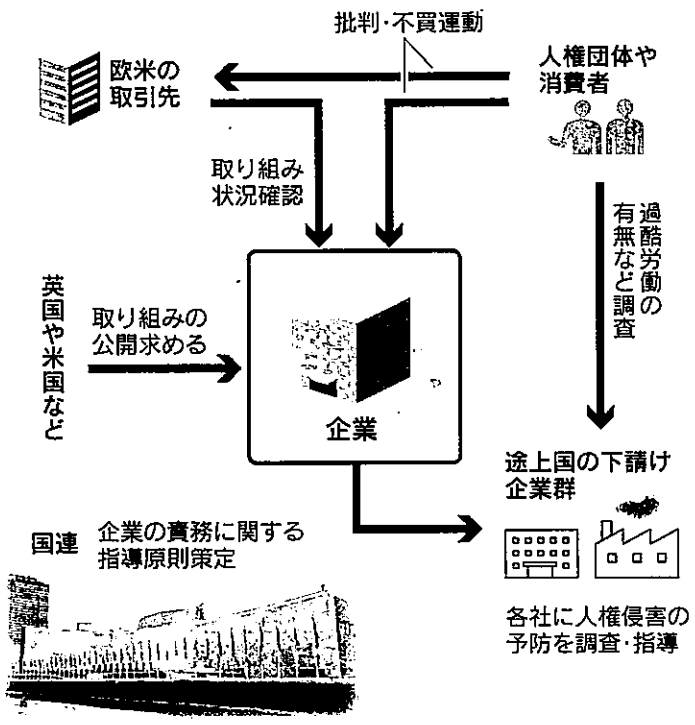

欧米で法規制相次ぐ

予防策公表など対応促す

欧米では、企業活動による人権侵害を防ぐための法規制が次々と生まれている。

米国では、カリフォルニア州で2012年、州法の「サプライチェーン透明化法」が施行。製造業者や小売業者に、一次取引先に対して奴隷労働や人身売買を防ぐための対策を示すよう求めた。

英国は昨年、「現代奴隷法」を制定。同国内で事業をする一定規模以上の企業に対し、人権侵害の予防策で取締役会の承認を得たものをウェブサイト上で公表する義務を課した。公表を怠った企業に罰金を科す規定も盛り込まれた。

フランスでも今年、企業が自社の商品やサービスの人権や環境への影響を調査し、対応するよう義務付ける法案の審議が始まった。

英・ウェールズの弁護士で、EYジャパンで企業への人権問題のアドバイスを担当するアシュリー・オーエンズ氏は「ビジネスと人権に関する各国の法令は、企業に自社の取り組みの公表を促す共通点がある」と指摘。「各社の姿勢を人権団体や市民の目にさらすことで、取り組みの充実ぶりを競わせる狙いがある」と話す。

日本では企業の人権問題に特化した法令はまだないが、昨年導入されたコーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）では「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」のあり方として、グローバルな社会・環境問題への対応にも注意を促している。

日本経済新聞（朝刊）2016年6月27日（月）15面